

小規模事業者持続化補助金＜創業型＞第2回のご案内

特定創業支援等事業※1 を受けた創業3年以内の小規模事業者等が、商工会の助言等を受けて経営計画を策定し販路開拓等に取り組むことで、
補助上限**200**万円、インボイス特例適用※2の場合は更に**50**万円上乗せ
の補助が受けられます！ **（最大補助金額250万円 補助率 2/3）**

取組例

※1 商工会等が実施し一定の要件を満たす創業セミナー等
※2 インボイス特例適用の要件等については、裏面及び公募要領をご確認ください。

機械を導入

新商品の開発、生産をするための機械や設備を導入



広告宣伝

新たにテイクアウトを開始したことをPRするチラシの作成と配布



パッケージ変更

デザインを一新して、ブランド力向上し、顧客獲得を図る



店舗改装

座敷を個室化して、少人数客を取り込むために店舗改装



申請方法

電子申請 ※書面郵送での申請はできません。
※ 事前にGビズIDアカウントが必要です。（プライム・メンバー）
申請受付 令和7年10月3日（金）開始（予定）

受付締切

第2回：令和7年11月28日（金） 17：00（予定）
※申請には商工会が発行する支援計画書が必要です。**商工会への支援計画書発行の受付締切は11月18日（火）です。必ず事前に商工会に申請相談を行い、発行の依頼をしてください。**

公募要領・申請等 [持続化補助金](#) [商工会](#) [検索](#)

お問い合わせ先
東近江市商工会 ☎0749-45-5077

《対象事業》

経営計画に基づき、商工会の支援を受けながら行う販路開拓等の取組

新市場開拓や顧客獲得の為の商品開発・デザイン改变、チラシ作成、商談会参加、店舗改装等

《応募できる方》①、②いずれも満たす事業者

①商工会地区で事業を営む小規模事業者等

※小規模事業者とは、以下の表に該当する事業所（詳細は公募要領）

業 種	常時使用する従業員数
商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業その他	20人以下

②公募締切日前3年以内に特定創業支援等事業の支援を受け、かつ開業した事業者

産業競争力強化法に基づく「認定連携創業支援等事業者」が実施した「特定創業支援等事業」※1による支援を受けた日および開業日（設立年月日）が公募締切時から起算して過去3か年の間であること。

※1商工会等が実施し一定の要件を満たす創業セミナー等を指します

※ 持続化補助金＜一般型＞第18回公募に申請する事業者は、＜創業型＞を申請することはできません。

※ 令和2年度以降の持続化補助金＜一般型＞＜コロナ特別対応型＞＜低感染リスク型＞の補助事業者は、各補助事業の1年後の報告書（様式第14）の提出が再申請可能の要件となっております。詳しくは公募要領をご確認ください。

《対象経費》

機械装置等費、広報費、ウェブサイト関連費、展示会等出展費、旅費、
新商品開発費、借料、委託・外注費

《補助金上限・補助率と概要》

類型等	補助上限額	補助率	概 要
創業型	200万円	2／3	特定創業支援等事業を受けた創業3年以内の小規模事業者等が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓の取組等を支援
インボイス 特例	補助上限額に 最大50万円上乘せ		2021年9月30日から2023年9月30日の属する課税期間で一度でも免税事業者であった事業者及び2023年10月1日以降に創業した事業者のうち、適格請求書発行事業者の登録を受けた小規模事業者等

持続化補助金は小規模事業者が商工会の支援を受けながら事業を実施する補助金です。申請にあたってはお気軽に商工会までご相談ください。

～ 商工会は、経営支援事業を通じて事業者の明日に貢献します ～

お問い合わせ先

東近江市商工会 ☎0749-45-5077